

## C I Aフォーラム研究会報告

# バーゼル銀行監督委員会「銀行の内部監査機能」の 最終文書における市中協議文書からの変更箇所及び 市中協議文書に対する各機関のコメントについての 調査研究

## 研究会No.24

( F S F R : the Forum for Standards and Financial Regulation )

「C I Aフォーラム」は、C I A資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、日本内部監査協会（I I A - J A P A N）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

当研究報告書は、C I Aフォーラム研究会No.24（F S F R）が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

同様に、各メンバーの所属する組織の意見を代表するものでもない。本稿が提示する内容は、1つの解釈の仕方に過ぎず、これら内容について何ら保証を与えるものではない。

当研究会では当誌の2009年8月号に「I I A国際基準と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2009年11月号に「I I A国際基準と『保険検査マニュアル』の比較研究」、2010年5月号に「I I A国際基準と『金融商品取引

業者等検査マニュアル』の比較研究」、2010年12月号に「I I A国際基準（2009年1月版）と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2011年4月号に「I I A国際基準と『金融コングロマリット監督指針』の比較研究」、2011年8月号に「I I A国際基準（2011年1月版）と『保険検査マニュアル』（平成23年2月版）の比較研究」、2012年7月号に「『F E D検査マニュアル（Commercial Bank Examination Manual）』が引用する『I I A国際基準』に関する調査研究」、2012年8月号に「バーゼル銀行監督委員会『銀行の内部監査機能』と『I I A国際基準』との関係に関する調査研究」と題して研究報告書を発表している。今回報告は、前回に続き調査対象をバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）の監督指針である「銀行の内部監査機能」にした第9弾となる。

銀行監督に関する各国政府間の継続的な協力のための協議の場であるバーゼル委は、2011年12月2日に市中協議文書「銀行の内部監査機能」（以下「市中協議文書」）を公表した。その後2012年6月28日に最終文書「銀行の内部監査機能」（以下「最終文書」）及び市中協議文書に対してI I A（内部監査人協会）国際本部を含む38の機関が出したコメントを

公表した。

当研究会では、市中協議文書について、① I I Aの「内部監査の専門職的実施の国際基準」(2011年1月1日改訂版(編集注)、以下「I I A国際基準」又は単に「国際基準」)のうちどの基準が引用されているか、及び②市中協議文書に掲げられた20の原則の内容とI I A国際基準との関連を分析・検討し、その結果を当誌2012年8月号に発表した。

(編集注) I I A国際基準は、2012年10月に改訂され2013年1月1日より適用されています。

当研究会では、最終文書についても、市中協議文書からの変更箇所及び変更に影響を及ぼしたのではないと思われる各機関からのコメントを特定し、その内容を分析、検討した。今回の調査報告が、最終文書を読む上での1つの視点として参考になれば幸いである。

なお、今回の調査報告に記載した市中協議文書及び最終文書の原則及び説明文の和訳は、当研究会による仮訳である。

## 1. 最終文書全体について

①最終文書においてI I A国際基準が明示的に引用されている箇所、及び②I I A国際基準と関連する原則については、若干の修正があるが、市中協議文書からほとんど変更はない。最終文書にもI I A国際基準全体又は個別事項ごとに関連する基準が引用されている。

若干の修正としては、市中協議文書の序文の paragraph 9でI I A国際基準による「内部監査の定義」の全文が引用されていたが、最終文書ではその引用が削除された。

引用を削除した理由は、各機関のコメントに引用に反対するものは見当たらないことから不明であるが、パーゼル委が引用する必要性に乏しいと判断したためではないかと思われる。

## 2. 個々の原則に関する修正点

### 【原則1】

市中協議文書では、前段が「有効な内部監査は、銀行の内部統制、リスクマネジメント、及びガバナンスプロセスの質と有効性について、独立的かつ客観的に評価する。」となっていたのが、最終文書では「……ガバナンスプロセスの体制及びプロセスの質と有効性について、独立した立場からの保証を提供する」と修正された。

表現の修正であり、実質的な修正はないものと思われる。

### 【原則2】

市中協議文書では、「銀行の内部監査機能は、種々の監査対象業務から独立であるべきである。そのためには、内部監査機能が銀行内で適切な位置付けを有する必要がある、これにより、内部監査人は、客観性を維持しつつ任務を実行することが可能となる。」

最終文書では、「……十分な位置付け及び権限を有する必要がある……」と修正された。

Nedbank(南アフリカ共和国)は、「『適切な』という用語では解釈が分かれてしまい、そのような用語を使う原則は不明確である。内部監査は役員レベルの位置付け(及びそのレベルで業務を行う権限)を有し、取締役会に自由で制約なしにアクセスできるということを反映した内容に修正すべきである。」という意見を出していた。

Nedbankの意見は、最終文書の原則2が修正されたことに反映されたのではないかと思われる。

この他に原則2に関連して各機関からコメントがあった論点は以下の2つ。

#### (1) 内部監査人の異動(ローテーション)について

市中協議文書では、原則2に関する説明文において、「内部監査人が類似した業務を継

続して行うことは、客観性を欠くという観点から、その内部監査人が重要な判断をする際に悪影響を及ぼすおそれがある。したがって、内部監査人は、実務的に可能で、かつ専門的能力に不足が生じない範囲内で、内部監査部門内で定期的にローテーションすることが推奨される。」(パラグラフ14)と記載されていた。

最終文書では、銀行は職員を他部門から内部監査部門へ又は内部監査部門から他部門へ異動させることもできる旨が説明文に追加された(最終文書パラグラフ15)。

英国銀行協会(BBA)は、内部監査部門内のローテーションを拡張し、営業部門やその他の部門にまで広げるべきであるとの意見を出していた。

香港銀行協会(HKAB)も、内部監査部門内のローテーションを、銀行全体にまで広げるべきであるとして、BBAとほぼ同意見だった。

この2機関の意見が最終文書の説明文に反映されたのではないと思われる。

## (2) 内部監査人の報酬と銀行の営業成績との連動の是非

市中協議文書では、原則2に関する説明文において、「内部監査人の報酬が被監査部署である営業部門の業績又は銀行全体の業績と連動しているならば、内部監査部門の独立性と客観性が損なわれるおそれがある。」(パラグラフ15)と記載されていた。

最終文書では、「内部監査部門長の報酬は銀行の報酬規定に沿って決定されるべきである。内部監査部門長及び内部監査部門の職員の報酬は、利益相反を避けかつ独立性及び客観性を損なわないように設定されなければならない。」と修正された(最終文書パラグラフ16)。

ドイツ内部監査協会(DIIR)は、「組織内のすべての従業員を平等に扱うという観点及び報酬を組織の経済状況と整合的にする

観点から、組織全体としての業績と内部監査人の報酬がある程度連動するということはあっても良い。市中協議文書は実務的でない。『銀行全体の業績』への言及を削除すべきである。」との意見を出した。

ドイツ銀行協会(GBIC)もほぼ同意見だった。

また、英国銀行協会(BBA)は、内部監査部門の報酬が被監査部署の業績に連動した場合に内部監査部門の独立性が損なわれるという点について、規制当局の期待することが市中協議文書に示されていないため、さらなる説明が必要であるとの意見だった。

DIIR及びGBICの意見は、最終文書において銀行全体の業績との連動への言及が削除されたことにより、反映されたのではないかと考えられる。また、最終文書の該当箇所の記載がより詳細になったことには、BBAの意見が反映されたのではないと思われる。

## 【原則3】

原則3については、市中協議文書と最終文書との間で修正はなく、「個々の内部監査人や総体としての内部監査人の知識や経験を含む、専門職的職能は、銀行の内部監査の有効性にとって極めて重要である。」という内容である。

市中協議文書では、原則3に関する説明文において、「内部監査人は総体として、銀行業務のすべての分野に精通していなければならない。外部委託が行われている場合(外部の専門家が内部監査部門を支援している場合など)であっても、それらを十分に監督し、外部の専門家から内部監査部門に知識を移転させる責任を内部監査部門長が負っている。」とされていた(パラグラフ17)。

最終文書では、いわゆるゲストオーディーターに関する以下の脚注が追加された。「外部の専門家の代わりに又は外部の専門家に追加

して、銀行内部の専門家（いわゆるゲストオーディター（guest auditors））が起用される場合には、内部監査部門長は、監督、知識の移転、独立性及び客観性について、外部専門家に対するのと同様の責任を負う。」

香港銀行協会（HKAB）は、銀行が専門知識を提供してくれる、短期間の臨時発令者であるゲストオーディターを活用することがある旨紹介していた。

欧州金融市場協会（AFME）も同様の紹介をした上で、バーゼル委が一定の条件の下でゲストオーディターの活用を認めることを提案した。

英国勅許会計士協会（ICAEW）も、他部署からアドバイザーとして短期間任命されるゲストオーディターに言及していた。

これら3機関の意見が最終文書に反映されたのではないと思われる。

#### 【原則4】

原則4については、市中協議文書と最終文書との間で修正はなく、「内部監査人は、誠実性をもって職を遂行すべきである。」という内容である。

#### 【原則5】

市中協議文書では、原則5は「個々の銀行は、銀行における内部監査の目的、位置付け及び権限を明記した内部監査規程を定めるべきである。」というものだった。

最終文書では、「……を原則1に記載された有効な内部監査機能を促進する形式で明記した内部監査規程を定めるべきである。」と、下線部が追加された。原則1との整合性を明確にした修正と考えられる。

#### 【原則6】

原則6については、市中協議文書と最終文書との間で修正はなく、「銀行内のすべての業務活動（外部委託した業務を含む）及びす

べての部門は、内部監査の対象範囲に含まれるべきである。」という内容である。

市中協議文書では、原則6に関する説明文に以下の記載があった。

「内部監査部門長には、中期監査計画の一部として、年度内部監査計画を策定する責任がある。監査計画はリスク評価（上級管理職及び取締役会からのフィードバックを含めた）に基づくべきであり、少なくとも年度ベースで見直しが行われるべきである。銀行のすべての部門及び活動が、適切な期間内に最低一度は監査されるよう（オーディットサイクル）、内部監査部門長は計画しなければならない。」（パラグラフ29の前段）

最終文書では、「……少なくとも年度ベース（あるいは、どこに重大なリスクが存在するかに関する継続的かつ即時のリスク評価ができるよう、より高い頻度で）見直されなければならない。」と下線部が追加される一方、「銀行のすべての部門及び活動が、適切な期間内に最低一度は監査されるよう（オーディットサイクル）、内部監査部門長は計画しなければならない。」という文は削除された（最終文書パラグラフ31）。

IIA国際本部は、年度のリスクベースの内部監査計画を含みオーディットサイクルに言及しない修正文案を提示した。

英国銀行協会（BBA）は、「市中協議文書は、年度監査計画が通年に亘っての詳細な監査計画を含まなければならないか否か明確にしていない。」として、「どこに重大なリスクが存在するかに関する継続的かつ即時のリスク評価」という考え方と整合的にすることを提案した。

英国勅許会計士協会（ICAEW）も「固定された周期の要請では、リスクベースの考え方に反する。この原則がリスクベースの監査の枠組みの重要性を強調することを提案する。」との意見だった。

欧州金融市場協会（AFME）も、オーデ

ットサイクルという用語を削除すべきであるという意見を出した。

香港銀行協会（HKAB）も、英国銀行協会（BBA）及びICAEWと同様の意見を出した。

スイス内部監査人協会（IIAS）も、「我々はすべての組織体又は活動が一定期間内に監査されなければならないという考え方に同意できない。」という意見を出した。

上記6機関の意見は、最終文書の原則6に関する説明文（パラグラフ31）に反映されたのではないと思われる。

最終文書により、①リスク評価は期中においても、油断なくこれまで以上に、見直し頻度を高くし、リスクベースで再評価する姿勢が期待される一方、②オーディットサイクル論（一定期間内に一度は監査）は後退した。

### 【原則7】

市中協議文書では、原則7は「内部監査部門は、内部監査計画の中に、法令・規制関連の諸事象に関して、十分な対象範囲を確保すべきである。」となっていた。

最終文書では、「内部監査活動の範囲は……」と微修正がなされた。

原則7に関する説明文については、市中協議文書にはなかった財務の信頼性に関する記載が、最終文書で追加された（最終文書パラグラフ32、42～44）。

IIA国際本部は、「市中協議文書の原則7は、内部監査部門の責任を限定するよう見える。取締役会に対する保証をする役割からして、内部監査部門は、すべてのガバナンスの目的に関係する内部統制及びリスク管理態勢について保証を提供すべきである。その保証の対象には、業務統制目的、財務の信頼性、当局の規制及び法令遵守等が含まれる。」という意見を出した。

IIA国際本部の意見は、最終文書で原則7に関する説明として、財務の信頼性に関す

る説明文が追加されたことにより、反映されたのではないと思われる。

### 【原則8】

市中協議文書では、原則8は、「個々の銀行は、恒久的な内部監査機能を有するべきである。」という内容だった。

最終文書では原則8は、「個々の銀行は、恒久的な内部監査機能を有するべきであり、その内部監査機能は、銀行が銀行グループ内又は持株会社の傘下にある場合には、原則14に沿って形成されるべきである。」となり、下線部が追加された。

欧州金融市場協会（AFME）は、グループ内の銀行が各々内部監査部門をもつのではなく、グループとして内部監査部門をもつケースがあり、それを認めてほしいとの意見を出した。

上記AFMEの意見は最終文書に反映されたのではないと思われる。グループ内の銀行（子会社）が各々内部監査部門をもつのではなく、グループとして内部監査部門をもつケースが条件付きで認められた。

### 【原則9】

市中協議文書では、原則9は、「銀行の取締役会は、上級管理職（senior management）に対して、十分、有効かつ効率的な内部統制の枠組みと内部監査機能を構築・維持することを確実に行わせる最終責任を負っている。」という内容だった。

最終文書では原則9は、「……最終責任を負っており、従って、取締役会は、内部監査部門が義務を効果的に遂行できるよう支援すべきである。」となり、下線部が追加された。

原則9に関する説明文において、市中協議文書では、「ときどき取締役会は、内部監査機能に関する独立したレビューを委託することを考慮すべきである。」という記載（パラグラフ43）があったが、最終文書では、「……

内部監査機能に関する独立した外部の品質評価を委託することを考慮すべきである。」(最終文書パラグラフ48)と修正され、「外部評価者」の記載がより明確化された。

I I A 国際基準に従って内部監査の品質に係る外部評価を実施すべきとの意見は、Burgan Bank (クウェート)、オーストリア連邦経済室 (W K O)、UniCredit (イタリア)、フランス内部監査人協会 (I F A C I)、ドイツ銀行協会 (G B I C) から出ており、最終文書の原則9に関する説明文(パラグラフ48)に反映されたものと思われる。

### 【原則10】

原則10については、市中協議文書と最終文書との間で修正はなく、「監査委員会又はそれに相当する会議体は、銀行の内部監査を監督すべきである。」という内容である。

### 【原則11】

原則11についても市中協議文書と最終文書との間で修正はなく、「内部監査部門長は、当該部門に健全な内部監査基準及び関連する倫理綱要を確実に遵守させる責任を負うべきである。」という内容である。

### 【原則12】

市中協議文書では、原則12は、「内部監査部門は内部監査委員会又は取締役会に報告し、発見事項について上級管理職 (senior management) に伝達すべきである。」という内容だった。

最終文書では原則12は、「内部監査部門は、内部監査規程に記載された任務の遂行に関連する全てのことがらについて、取締役会又は内部監査委員会に報告すべきである。」と下線部が修正された。

最終文書の原則12は、市中協議文書の原則12に関する説明文であるパラグラフ53とほぼ同じである。

スイスに本店のある金融グループである U B S は、市中協議文書の原則12について、「この原則は、フォローアップに関して強化されるべきである。」という意見を出した。

最終文書の原則12にある「内部監査規程に記載された任務の遂行に関連する全てのことがら」にはフォローアップも含まれると考えられるため、U B S の意見は最終文書の原則12に反映されたのではないと思われる。

### 【原則13】

市中協議文書では、原則13は、「内部監査は、事務管理、リスク管理、コンプライアンス並びにその他統制機能に係る補完と評価を両方行うべきである。」となっていた。

最終文書では原則13は、「内部監査部門は、業務部門及びサポート部門が構築した内部統制、リスク管理及びガバナンスの体制及びプロセスについて独立した立場から評価し、それらの体制及びプロセスについて保証を与えるべきである。」と下線部が修正された。

#### (1) 市中協議文書原則13にあった「補完 (complement)」の削除について

UniCreditは、「『補完』という動詞を使うと、内部監査が事務管理、リスク管理及びコンプライアンス活動について、評価するだけでなく執行する役割を担うことを期待されていると解されるおそれがあるため、修正すべきである。」という意見を出した。

オランダ銀行協会 (N V B) も、「補完」の意味についてガイダンスを示すべきとの意見を出した。

上記2つの機関の意見は、最終文書の原則13で「補完」が削除されたことに反映されているのではないと思われる。

#### (2) 「3つの防衛線」モデル (the three lines of defence model) について

市中協議文書では、原則13の説明文の1つであるパラグラフ55に、次のような3つの防衛線モデルが示されている。

「第1の防衛線：業務管理（operational management）」

第2の防衛線：リスク管理部門、コンプライアンス部門及びその他のモニタリング部門

第3の防衛線：内部監査部門」

最終文書（パラグラフ60）では、「銀行の業務部門、管理部門及び内部監査部門の関係は、3つの防衛線のモデルを使って説明できる。」とした上で、各防衛線ごとに説明が記載されることにより、説明が詳細かつ丁寧になった。

また、市中協議文書のパラグラフ56では、「ある防衛線の不備は、原則として他の防衛線で検知されなければならない。しかし、内部統制に対する責任が、その防衛線から他の防衛線（another line）に移るということではない。」と記載されていた。

最終文書（パラグラフ61）では、「内部統制の責任は、1つの防衛線から次の防衛線（the next line）に移るわけではない。」と修正された。

英国銀行協会（BBA）は、「下流の防衛線は上流の防衛線の不備を検知するべきであるが、その反対、すなわち第1及び第2の防衛線が内部監査（第3の防衛線）の不備を検知することは期待されていない。市中協議文書は、誤解を避けるためこの点を明確にすべきである。」という意見を出した。

ドイツ内部監査協会（DIIIR）及びNedbankからも同趣旨の意見があった。

上記3つの機関の意見は、市中協議文書の“another line”が最終文書で“the next line”に修正されたことに反映されたのではないかと思われる。

### 【原則14】

市中協議文書では、原則14は、「グループ企業や持ち株会社における内部監査は、親銀行によって一元的に整備されるべきである。」とされていた。

最終文書では原則14の目指すところを明示した上で（下線部）、以下のとおり全面的に書き換えられた。

「銀行業を行う組織体内のすべての銀行に対して内部監査をする際に統一的な手続きを踏むことを容易にするために、銀行グループ又は持株会社形態の下での個々の銀行の取締役会は、次のいずれかが確実に行われるようにすべきである。

- (i) 個々の銀行が内部監査部門をもち、その内部監査部門が自行の取締役会に対して説明責任を負い、かつグループ又は持株会社の内部監査部門長に報告する。
- (ii) グループ又は持株会社の内部監査部門が、個々の銀行における十分な範囲の内部監査業務を遂行し、個々の銀行の取締役会が受託者責任及び法的責任を果たすことができるようにする。」

市中協議文書の原則14について、以下の機関が意見を出した。

- ① 欧州金融市場協会（AFME）は、「（市中協議文書の）原則14パラグラフ60はグループ又は持株会社と傘下の子会社の役割を議論している。この原則と原則8との間で混乱が生じる可能性を指摘したい。原則8は傘下の銀行子会社が各々内部監査部門を有することを求めている。」という意見を出した。
- ② ドイツの投資運用会社であるBVIは、市中協議文書の原則14は合理的でないか又は行き過ぎであるとの意見を出した。その理由は、投資運用会社に対する固有の法規制があり、内部監査部門を設置することが義務付けられていること、また、専門性の観点から、持ち株会社の内部監査部門が投資運用会社の内部統制機能を評価することは難しいのではないかと、ということだった。
- ③ 英国内部監査人協会（CIIA）は、グループ形態においては、親会社の取締役会及び上級管理職から必要とされない限り、

当該原則は子会社が内部監査部門をもつことを要求するものではない、ということをも明確化すべきであるという意見を出した。

これら3つの機関の意見は、最終文書で原則14が全面的に修正され、市中協議文書よりも内容が明確化されたことに反映されたのではないと思われる。

### 【原則15】

市中協議文書では、原則15は、「内部監査活動の外部委託如何にかかわらず、取締役会は、内部統制システム及び内部監査が十分かつ有効に機能していることを確実にする最終的な責任を負っている。」とされていた。

最終文書では原則15は、「内部監査活動の外部委託如何にかかわらず、取締役会は、内部監査機能に最終的な責任を負っている。」となり、市中協議文書の下線部が削除された。

下線部の削除に影響したと思われる各機関の意見は見当たらなかったが、原則15を含む20の原則は銀行の内部監査に関するものであることから、「内部統制システム」に関する取締役会の責任については削除したということではないと思われる。

なお、下線部の削除とは別の論点として、市中協議文書の原則15に関する説明文（パラグラフ64）において、内部監査部門長が内部監査の外部委託先が自行（自社）の内部監査規程に沿っていることを確保する責任を負っている旨記載されていた。これについてドイツ内部監査協会（D I I R）は、内部監査規程に準拠しているだけでは十分でなく、I I A国際基準のような全体を包含するようなスタンダードに準拠すべきであるとの意見を出した。

最終文書の原則15及びその説明文においてI I A国際基準への言及はないものの、内部監査外部委託先が行う活動は、自行（自社）が行う内部監査活動と同じであるとの考えに立てば、健全な内部監査基準であるI I A国

際基準を、内部監査外部委託先がクリアしていることを確認することが望ましいことに異論はないものと思われる。

### 【原則16】

原則16については、市中協議文書と最終文書との間で修正はなく、「当局の監督官（supervisors）は、銀行の内部監査人と定期的なコミュニケーションを持つべきである。それは、(i) 両者によって認識されているリスク分野について議論するため、(ii) 銀行によって講じられたリスク削減手段を理解するため、(iii) 特定された弱点に対する銀行の対応策を監視するためである。」という内容である。

### 【原則17】

市中協議文書では、原則17は、「銀行監督官（bank supervisors）は、内部監査部門が銀行内で適切な位置付けを有し、健全な原則に従い業務執行が行われているかどうかについて、定期的に評価すべきである。」となっていた。

最終文書では原則17は、最終文書では、「……十分な位置付け及び権限を有し、……」と修正された。原則2に関する修正と同じ修正であり、原則2に関する本稿記載を参照されたい。

### 【原則18】

市中協議文書では、原則18は、「当局の監督官は、内部監査機能において特定されたすべての弱点を取締役に公式に報告し、対応策を要求すべきである。」という内容だった。

最終文書では、「当局の監督官は、内部監査機能において特定したすべての弱点を取締役に公式に報告し、適時の対応策を要求すべきである。」と修正されたが、言い回しの見直し及び時間軸の意識を明確にするためと思われる。修正に影響したと思われる各機関



の意見は見当たらなかった。

### 【原則19】

市中協議文書では、原則19は、「監督当局 (the supervisory authority) は、銀行のリスクプロファイルの評価と当局自身の監督作業に照らして、当該内部監査機能の評価が与える影響について考慮すべきである。」という内容だった。

最終文書では、「評価」に当たる用語が“assessment”から“evaluation”に変更されただけであり、格別変更されていない。

### 【原則20】

市中協議文書では、原則20は、「監督当局は、公式又は非公式な監督上の行動をとる準備を行っておくべきであり、その際、上級管理職及び取締役会に対して、所定の期間内に内部監査に係る特定されたどの欠陥に対しても改善策を講じさせると同時に、文書による定期的な進捗報告を監督当局に提出するよう要請する。」という内容だった。

最終文書では、「……その際、取締役会及び上級管理職に対して……」と取締役会と上級管理職の記述の順序が逆転しただけであり、内容に関わる修正はなかった。

## 3. まとめ

上記2において個々の原則ごとに市中協議文書から最終文書への変更点を確認したが、市中協議文書に対する各機関のコメントを踏

まえて最終文書が作成される過程で議論になった主な論点をまとめて記載すれば、以下のとおりになる。

- ・内部監査人の異動範囲が拡大
- ・内部監査人の報酬が組織全体の業績とリンクすることは、平等性・整合性の観点から実務的に妨げられない。
- ・ゲストオーディター制度についてパーゼル委は脚注に明記。独立性・客観性の侵害に注意しつつ、活用することができる。
- ・リスク評価は期中においても油断なく、見直し頻度を高くし、これまで以上にリスクベースで再評価し続ける姿勢で臨む。
- ・オーディットサイクル論（一定期間内に一度は監査）は後退。
- ・グループ内の銀行（子会社）が各々内部監査部門をもつのではなく、グループとして内部監査部門をもつケースが条件付きで認められた。
- ・3つの防衛線モデルの考え方が具体的に示され、確定した。
- ・内部監査の主体について、子の責任論を展開した原則8と親の責任論を展開した原則14に矛盾が見られ、これを解決するため、内部監査の責任主体をケースバイケースで決定できる余地を持たせた。
- ・内部監査外部委託先が行う活動は、自行（自社）が行う内部監査活動と同じであるとの考えに立ち、健全な内部監査基準である I I A 国際基準を、内部監査外部委託先がクリアしていることを確認することが望ましい。

### ＜C I Aフォーラム研究会No.24（F S F R）メンバー＞ （順不同・敬称略）

高島 康裕	新日本有限責任監査法人（座長）	島田 雅夫	日本興亜損害保険株式会社
植田 洋行	J A 三井リース株式会社	田川 雄治	T & D アセットマネジメント株式会社
大島 誠	みずほ情報総研株式会社	平岡 正和	楽天銀行株式会社
大沼 淳	ソニー生命保険株式会社	宮城 義文	三井住友信託銀行株式会社
北目 学	株式会社りそなホールディングス	四津 純	株式会社国際協力銀行（主担当）

（注：メンバーの氏名・所属は2012年11月現在）